

I 自然条件

(1) 概要

下野市は、平成18年1月10日、河内郡南河内町、下都賀郡石橋町と同国分寺町が合併して誕生しました。

栃木県の中南部に位置し、都心から約85km圏にあり、首都圏の一端を構成しています。南北約15.2km、東西約11.5kmで、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は真岡市と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、面積は74.59km²です。

東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のない、古来より開けた平坦で安定した自然災害も少ない地域で、JR宇都宮線の自治医大駅を中心にニュータウンによる新市街地が広がり、日光街道沿いの小金井や石橋の旧宿場町とその周辺の田園地帯とともに下野市を形成しています。

天武天皇の白鳳時代には下野薬師寺が建立され、日本三戒壇の一つが設置されました。8世紀には聖武天皇の詔により下野国分寺・国分尼寺が建立され、古代東国における仏教文化の中心地として栄えた歴史があり、下野市の名称の由来となっています。

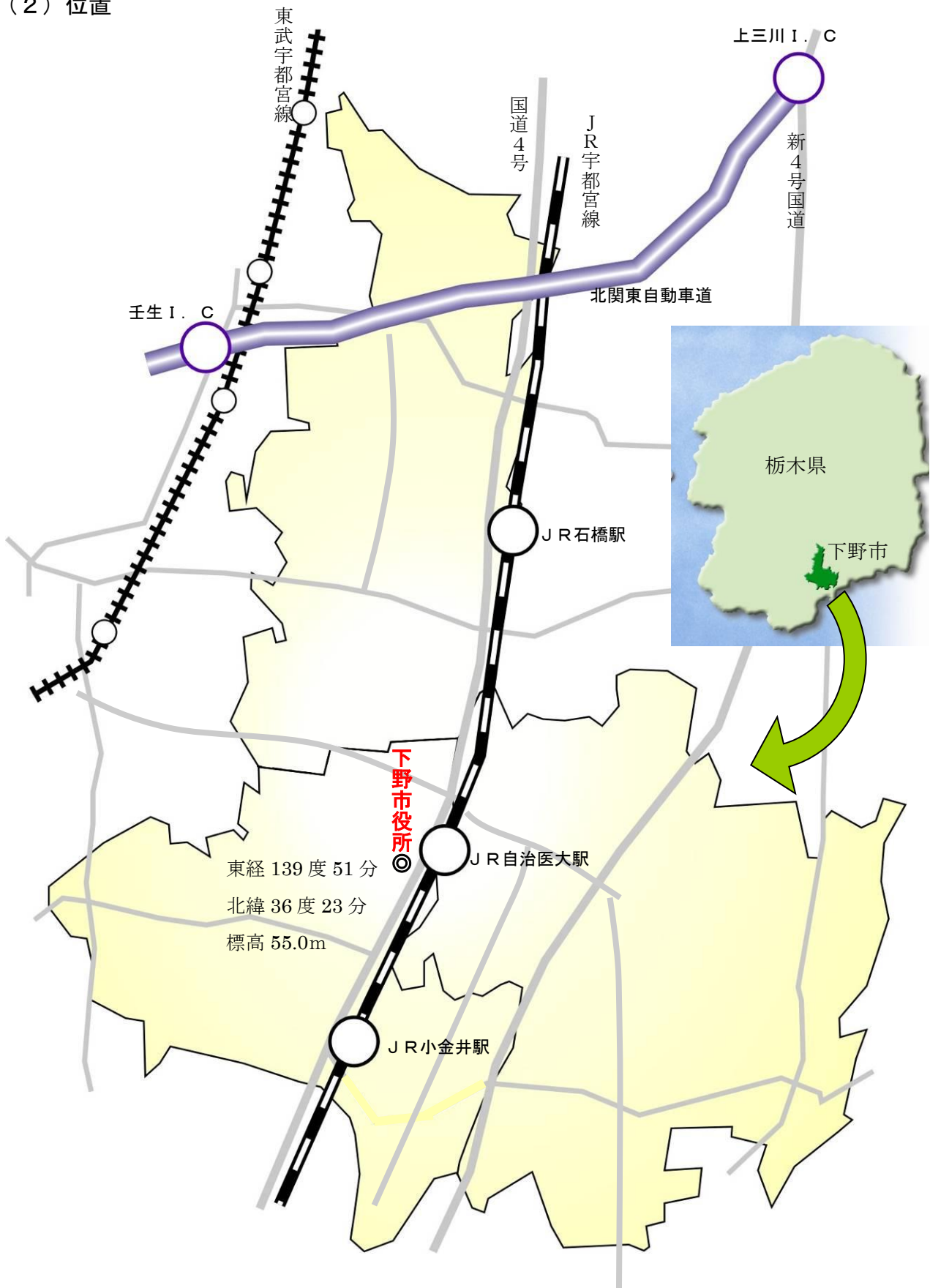


下野国分寺及び
国分尼寺復元図



下野薬師寺復元回廊

(2) 位置



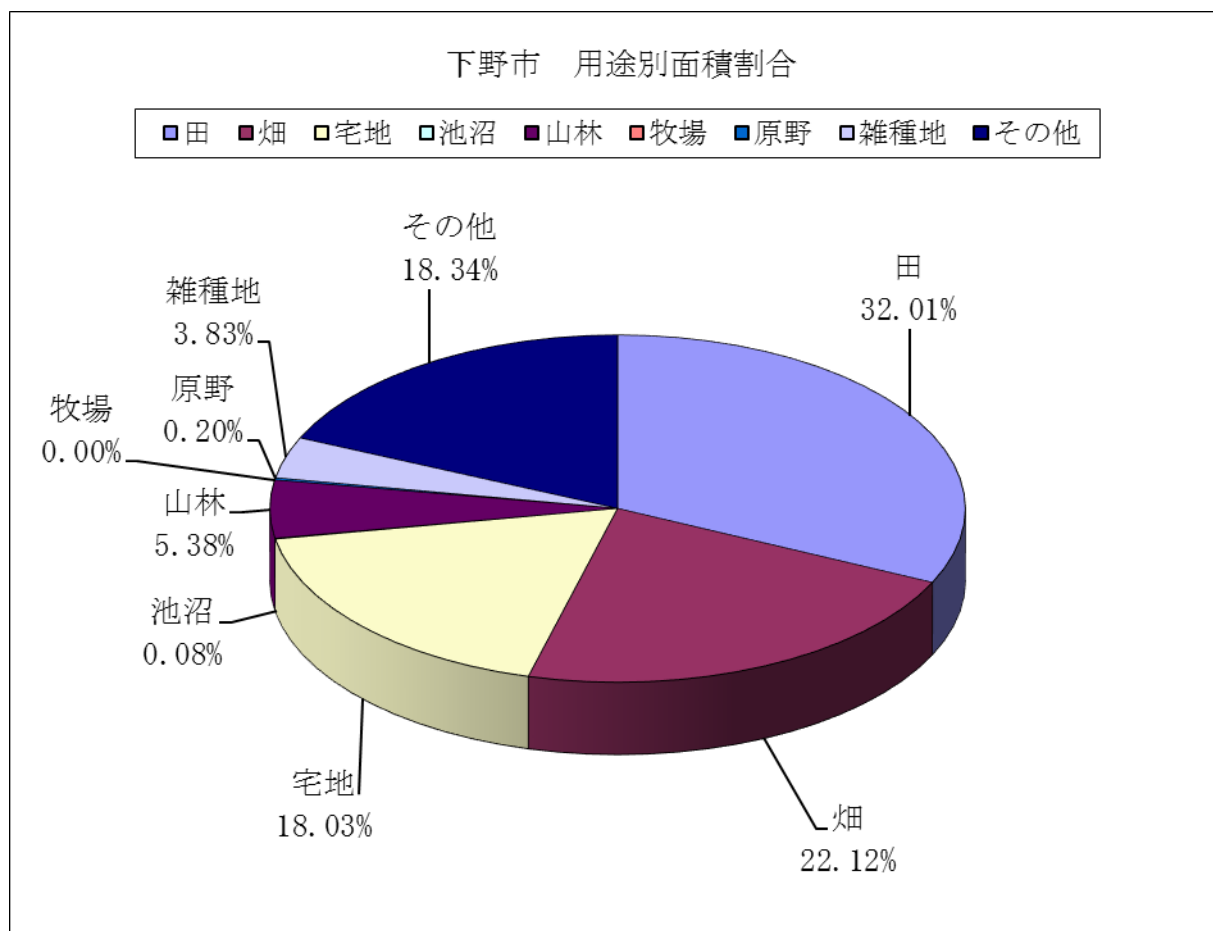
(3) 面積

用途別面積

単位：km²

	面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
下野市	74.58	23.87	16.50	13.45	0.06	4.01	0.00	0.15	2.86	13.68

資料：栃木県統計年鑑（平成26年1月1日現在）



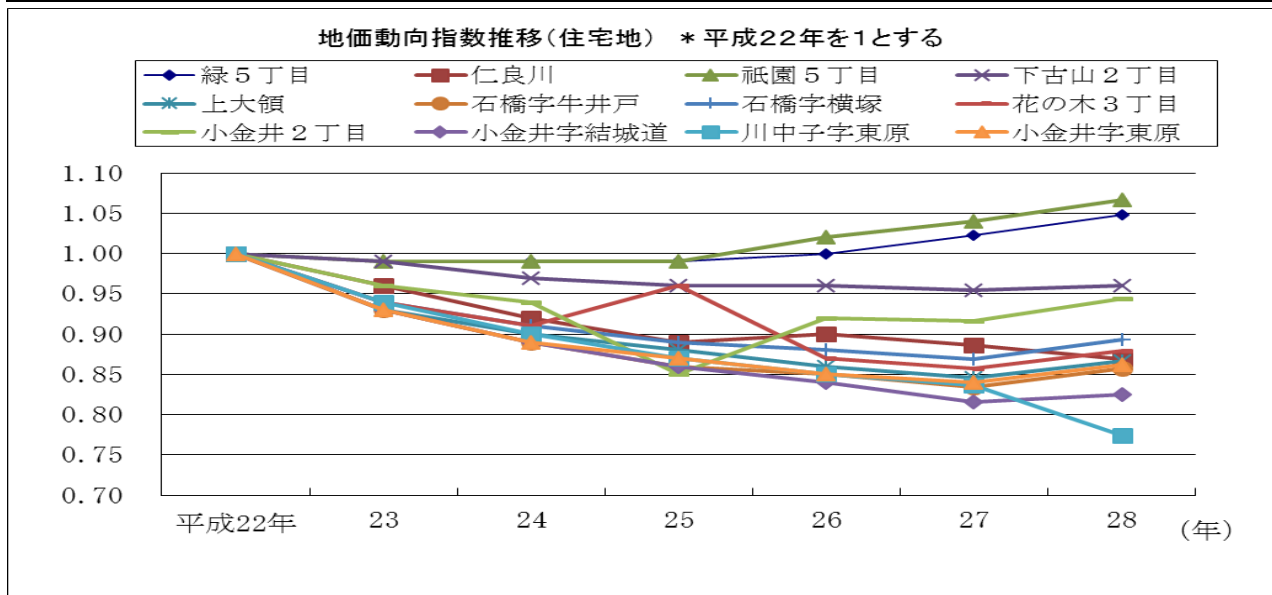
(4) 地価動向

平成28年の住宅地（基準地）の地価の推移動向をみると、緑5丁目、祇園5丁目の上昇傾向が見られたが、それ以外の基準値では下落傾向にある。川中子字東原については平成22年比0.78以下である。

住宅地の地価

単位：円/m²

	平成22年	23	24	25	26	27	28
緑5丁目	71,100	70,800	70,600	70,600	71,500	72,900	74,500
仁良川	45,100	43,800	42,000	40,600	41,300	40,600	39,200
祇園5丁目	79,700	79,300	79,200	79,200	81,000	83,000	85,000
下古山2丁目	52,200	51,800	50,900	50,300	50,200	50,100	50,100
上大領	41,400	40,000	38,500	37,500	36,800	36,200	35,900
石橋字牛井戸	44,800	43,100	41,400	39,900	39,300	38,800	38,400
石橋字横塚	53,200	51,800	50,000	49,000	48,400	47,800	47,500
花の木3丁目	45,600	44,200	42,600	45,300	40,700	40,300	40,100
小金井2丁目	47,800	47,100	46,100	41,500	45,100	45,000	45,100
小金井字結城道	50,200	48,400	46,400	44,900	43,600	42,400	41,400
川中子字東原	43,900	42,400	40,800	39,400	38,500	37,900	34,000
小金井字東原	42,800	41,100	39,500	38,400	37,700	37,200	36,900



解説

資料：地価公示

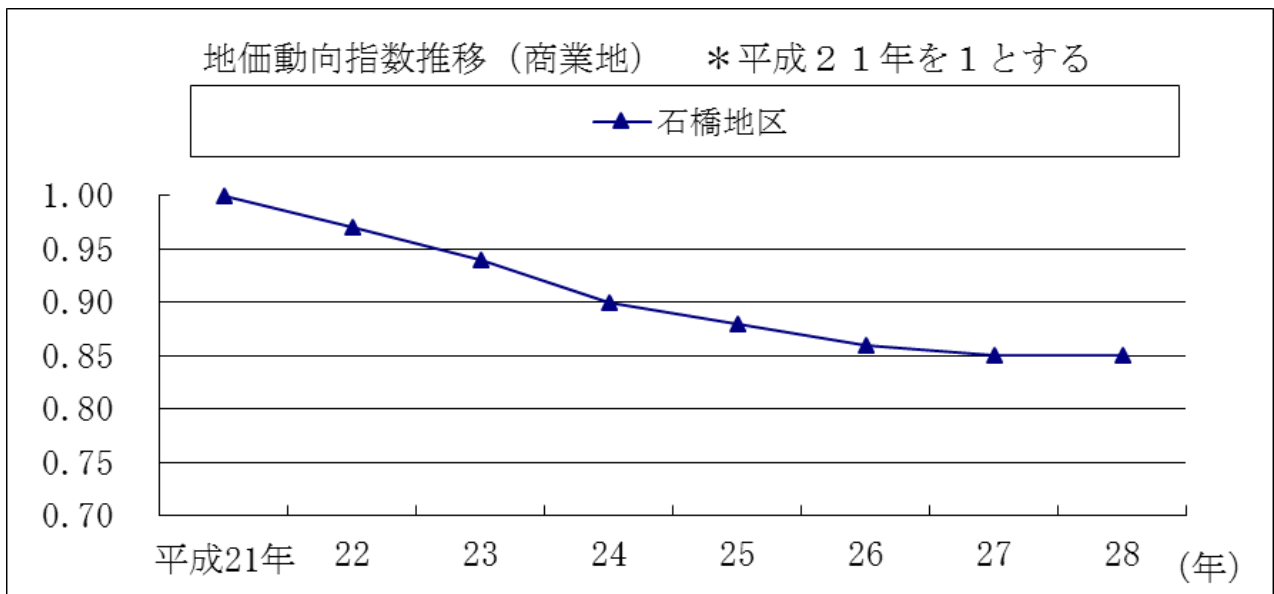
地価公示は、地価公示法第2条第1項の規定に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日における全国の標準地の正常な価格を調査、公示するものです。地価公示制度は、一般の土地の取引価格の指標、不動産鑑定士等の鑑定評価の規準、公共事業用地の取得価格算定の規準とされ、また、相続税評価、固定資産税評価の目安、国土利用計画法に基づく土地取引の届出制における価格算定の規準等となるものです。

商業地は南河内地区に基準地が設定されていないため、石橋地区、国分寺地区の2地区の動向となっていたが、平成21年には国分寺地区の基準地（小金井字下原）の設定がなくなり、石橋地区（石橋字宿並東側）のみとなった。商業地の地価動向は、平成21年から下落傾向を示している。

商業地の地価

単位：円/m²

	平成21年	22	23	24	25	26	27	28
石橋地区	65,900	63,900	62,000	59,500	57,700	56,900	56,300	55,800



資料：地価公示

解説

- 住宅地** 都市計画区域内の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域において、居住用の建物の敷地の用に供されている土地並びに都市計画法第8条第1項第1号に定める用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、居住用の建物の敷地の用に供されている土地。
- 商業地** 都市計画区域内の近隣商業地域、商業地域及び準住居地域において、商業用の建物の敷地の用に供されている土地並びに用途指定のされていない都市計画区域及び都市計画区域外において、商業用の建物の敷地の用に供されている土地。